

申請書等の様式

規則第2条	(法定外公共物の工事の承認申請) 法定外公共物工事承認申請書 帰属書 誓約書 法定外公共物工事承認(不承認)通知書
規則第3条	(法定外公共物の工事の変更申請) 法定外公共物工事承認変更申請書 法定外公共物工事変更許可(不許可)通知書
規則第4条	(法定外公共物の工事の着手届) 工事着手届出書
規則第5条	(法定外公共物の工事の完了届) 工事完了届出書
規則第6条	(占用許可の申請) 法定外公共物占用許可申請書 誓約書 法定外公共物占用許可(不許可)書
規則第7条	(占用許可の変更申請) 法定外公共物占用変更許可申請書 法定外公共物占用許可変更許可(不許可)書
規則第8条	(住所等の変更届出) 住所等変更届出書
規則第9条	(許可期間の更新等の申請) 法定外公共物占用期間更新許可申請書 法定外公共物占用期間更新許可(不許可)書
規則第10条	(占用料の減免) 法定外公共物占用料減免申請書 法定外公共物占用料減免決定通知書
規則第11条	(占用料還付申請) 占用料還付申請書 占用料還付決定通知書
規則第12条	(権利譲渡届出) 権利譲渡許可申請書 権利譲渡許可(不許可)通知書
規則第13条	(地位承継届出) 地位承継届出書
規則第14条	(占用の廃止届出) 法定外公共物占用廃止届出書
規則第15条	(原状回復等届) 法定外公共物原状回復等届出書

(規則第 2 条関係)

法定外公共物工事承認申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

宝塚市法定外公共物管理条例第 5 条第 1 項の規定により法定外公共物の工事の承認を受けたいので下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
工事目的				
工事場所	宝塚市	番	地先から	
	宝塚市	番	地先まで	
工事面積				
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
添付書類	位置図 公図の写し 平面図 構造図 縦横断面図 実測求積図 現況写真 工事の設計書及び実施計画書 利害関係者の同意書 工事に係る理由書又は説明書 その他 ()			
帰属書	別紙のとおり			
誓約書	別紙のとおり			
連絡方法	担当者氏名			
	電話			

起案				年 月 日				決裁				年 月 日			
上記の申請について、別紙のとおり承認・不承認します。															
課				合 議				課				宝塚市指令 第 号			
課 長		副課長		係 長		係 員		課 長		副課長					
合				合				合							
議				議				議							
受領印		受領年月日		意											
				見											

(規則第 2 条関係)

帰属書

法定外公共物の工事完了後は、構造物及びその付属物一切を、以下のとおり無償にて市有に帰属いたします。

また、土地の帰属を伴う場合、分筆作業等の諸手続きについては、完了するまでに全て当方にて行うとともに、法務局へ登記申請に必要な書類等の作成も行います。

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名

印

・ 構造物及びその付属物（別添平面図及び構造図のとおり）

・ 土地帰属面積（別添丈量図のとおり）

宝塚市

番の内 約

m²

(その他) ※土地の帰属が生じ登記申請に必要な書類

①寄付申出書 ②付近見取図 ③実測求積図 ④字限図

⑤土地の全部事項証明書 ⑥登記承諾書 ⑦寄付承諾書

⑧登記原因証明情報 ⑨印鑑証明書 ⑩法人の代表者事項証明書

⑪法人の履歴事項証明書等（社名変更・所在地変更その他がある場合

(規則第 2 条関係)

誓約書

法定外公共物の工事の施工に伴い、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、すべて当
方においてその賠償の責を負うことを誓約いたします。

また、工事の承認に対する条件はこれを厳守します。

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名

印

(規則第 2 条関係)

法定外公共物工事承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

宝塚市長 印

年 月 日付で申請のあった宝塚市法定外公共物管理条例第 5 条第 1 項の工事の承認申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
工事目的				
工事場所	宝塚市		番	地先から
	宝塚市		番	地先まで
工事面積				
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
決定の内容	承認 ・ 不承認			
承認の条件	1．別紙のとおり 2．			
不承認の理由				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

承認又は許可の条件

1. 申請内容及び以下に掲げる条件違反したときは、承認又は許可を取消し原状回復を命じ、申請者及び施行業者に対しては以後占用及び掘削について許可しない場合がある。
2. 工事に着手するときは、工事着手届出書を市長に提出すること。
3. 工事が完了したときは、当該工事の状況を示すカラー写真を添えて工事完了届出書を市長に届け出て、検査を受けること。
4. 工事完了後は、構造物及びその付属物一切を無償にて市に帰属しなければならない。また、土地の帰属を伴う所有権移転登記等の諸手続きについての必要な書類等の作成は、工事が完了するまでに申請者が全て行わなければならない。
5. 申請者は、工事の施工に伴い、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。
5. 地元住民と事前協議を行い工事着手後苦情等のないよう万全を講じること。
6. 境界杭、境界板及び基準点を損傷した場合は報告のうえ申請者の負担で復元すること。
7. 法定外公共物の保持に支障を及ぼさないための措置を講ずること。
8. 工事にあたり他の占用物件に影響を及ぼすおそれのある場合は、その占用者の立会を求め事故の防止に務めること。
9. 工事中は、工事の箇所、目的、期間、承認年月日、承認番号及び工事申請人の住所氏名等を明記した標示板を設置すること。
10. 法定外公共物に掘削した土砂及び資材等を積み上げないこと、完了と同時に清掃するとともに、残材等は即刻撤去すること。
11. 以上のほか、法定外公共物管理条例、同施行規則及びその他関係法令を遵守すること。

(規則第 3 条関係)

法定外公共物工事承認変更申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

下記のとおり法定外公共物の工事の承認について、変更したいので関係書類を添付して申請します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
工事目的				
工事場所	宝塚市	番	地先から	
	宝塚市	番	地先まで	
承認年月日、承認番号及び工事期間	年 月 日	第 号		
	年 月 日から	年 月 日まで		
変更の理由				
変更の内容				
工事面積	変更前		変更後	
添付書類	位置図、公図の写し、平面図、構造図、縦横断面図、実測求積図 現況写真、変更内容を確認できるもの、 工事の設計書及び実施計画書、利害関係者の同意書、 工事に係る理由書又は説明書、 法定外公共物改築承認通知書又は承認通知書の写しを添付すること。 その他 ()			
連絡方法	担当者氏名 電話			

起案				年 月 日				決裁				年 月 日			
上記の申請について、別紙のとおり許可・不許可します。															
課				合 議				課				宝塚市指令 第 号			
課 長	副課長	係 長	係 員	課 長	副課長	係 長	係 員	課 長	副課長	係 長	係 員				
合 議				合 議				合 議							
受領印		受領年月日		意 見											

(規則第 3 条関係)

法定外公共物工事変更許可（不許可）通知書

第 号
年 月 日
宝塚市長 印

様

年 月 日付で申請のあった法定外公共物の工事の変更申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池		
工事目的						
工事場所	宝塚市		番	地先から		
	宝塚市		番	地先まで		
許可年月日、許可番号及び工事期間	年	月	日	第	号	
	年	月	日から	年	月	日まで
工事面積						
決定の内容	許可 ・ 不許可					
許可の条件						
不許可の理由						

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

(規則第 4 条関係)

工事着手届出書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

下記のとおり、法定外公共物の工事に着手することをお届けします。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
工事目的				
工事場所	宝塚市		番	地先から
	宝塚市		番	地先まで
承認年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号			
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで		

(規則第 5 条関係)

工事完了届出書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

下記のとおり、法定外公共物の工事について、 年 月 日に竣工しましたので検査をお願いします。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）水路堤とう敷ため池
工事目的	
工事場所	宝塚市番地先から 宝塚市番地先まで
承認年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号
添付書類	位置図 ・ 平面図 ・ カラー写真（着手前・施工中・完了後）
その他 （土地の帰属が生じ 登記申請に必要な必要書類）	①寄付申出書 ②付近見取図 ③実測求積図 ④字限図 ⑤土地の全部事項証明書 ⑥登記承諾書 ⑦寄付承諾書 ⑧登記原因証明情報 ⑨印鑑証明書 ⑩法人の代表者事項証明書 ⑪法人の履歴事項証明書等（社名変更・所在地変更その他がある場合
連絡方法	連絡先 電話

現地立会人

現地立会日 年 月 日

そ の 他

年 月 日 竣工を認める

宝塚市長

(規則第 6 条関係)

法定外公共物占用許可申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

宝塚市法定外公共物管理条例第 6 条第 1 項の規定により法定外公共物の占用の許可を受けたいので下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記	
法定外公共物の名称	道路（里道）水路堤とう敷ため池
占用の目的	
占用の場所	宝塚市番地先から 宝塚市番地先まで
占用物件の名称、規模、数量、構造等	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 間）
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 間）
工事方法	
復旧方法	
誓約書	別紙のとおり
工事施工者	所在地 担当者 事業者名 電話
添付書類	位置図、公図の写し、平面図、構造図、縦横断面図、実測求積図 現況写真、工事の設計書及び実施計画書、誓約書、 利害関係者の同意書、占用に係る理由書又は説明書 その他（ ）

起案				年 月 日				決裁				年 月 日			
上記の申請について、別紙のとおり許可・不許可します。															
課				合 議				課				宝塚市指令 第 号			
課 長	副課長	係 長	係 員	課 長	副課長	係 長	係 員	課 長	副課長	係 長	係 員				
合				合				合							
議				議				議							
受領印		受領年月日		意											
				見											

(規則第 6 条関係)

誓約書

本法定外公共物の占用工事の施工又は占用物件の瑕疵に伴い、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、すべて当方においてその賠償の責を負うことを誓約いたします。

また、工事の許可に対する条件はこれを厳守します。

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名

印

(規則第 6 条関係)

法定外公共物占用許可（不許可）書

第 号
年 月 日

様

宝塚市長 印

年 月 日付で申請のあった法定外公共物占用許可申請については、
下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占用の目的				
占用の場所	宝塚市		番	地先から
	宝塚市		番	地先まで
占用物件の名称、 規模、数量、構造等				
占用期間	年	月	日から	年 月 日まで（ 間）
工事期間	年	月	日から	年 月 日まで（ 間）
決定の内容	許可 ・ 不許可			
占用料				
許可の条件	1．別紙のとおり 2．			
不許可の理由				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

許可の条件

1. 申請内容及び以下に掲げる条件違反したときは、許可を取消し原状回復を命じ、申請者及び施行業者に対しては以後占用及び掘削について許可しない場合がある。
2. 占用の期間を更新しようとするときは、期間の満了する日の30日前までに法定外公共物占用期間更新許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
3. 占用の期間が満了したとき又は占用を廃止したときは、法定外公共物占用廃止届出書を市長に提出すること。
4. 占用の期間が満了したとき、若しくは占用を廃止したとき、又は占用の許可を取り消されたときは、復旧方法について本市の指示に従い、法定外公共物原状回復等届出書を提出し検査を受けること。
5. 申請者は、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。
6. 本市において必要のあるときは、本市の指示するとおり改築、占用物件の移設、除去又は原形の復旧を無償で行うこと。
7. 法定外公共物の保持に支障を及ぼさないための措置を講ずること。
8. 占用物件の保持に支障を及ぼさないための措置を講ずること。
9. 工事中は、工事の箇所、目的、期間、許可年月日、許可番号及び工事申請人の住所氏名等を明記した標示板を設置すること。
10. 地元住民と事前協議を行い工事着手後苦情等のないよう万全を講じること。
11. 境界杭、境界板及び基準点等を損傷した場合は報告のうえ申請者の負担で復元すること。
12. 工事にあたり他の占用物件に影響を及ぼすおそれのある場合は、その占用者の立会を求め事故の防止に務めること。
13. 法定外公共物に掘削した土砂及び資材等を積み上げないこと、完了と同時に清掃するとともに、残材等は即刻撤去すること。
14. 以上のほか、法定外公共物管理条例、同施行規則及びその他関係法令を遵守すること。

(規則第 7 条関係)

法定外公共物占有変更許可申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

下記のとおり法定外公共物占有許可について、変更したいので申請します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占有の目的				
占有の場所	宝塚市	番	地先から	
	宝塚市	番	地先まで	
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日	第 号		
	年 月 日から	年 月 日まで		
変更の理由				
変更の内容				
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	（ 間）	
工事方法				
復旧方法				
工事施工者	所在地 事業者名	担当者 電話		
添付書類	位置図、公図の写し、平面図、構造図、縦横断面図、実測求積図 現況写真、工事の設計書及び実施計画書、利害関係者の同意書 当該申請に係る理由書又は説明書、変更内容を確認できるもの、 法定外公共物占有許可書又は許可書の写しを添付すること、 その他（ ）			

起案				年	月	日	決裁				年	月	日
上記の申請について、別紙のとおり許可・不許可します。													
課				合 議				課					
課 長	副課長	係 長	係 員	課 長	副課長	係 長	係 員	宝塚市指令 第 号					
合 議				合 議				合 議					
受領印		受領年月日		意 見									

(規則第 7 条関係)

法定外公共物占用許可変更許可（不許可）書

第 年 月 日 号

様

宝塚市長 印

年 月 日付で申請のあった法定外公共物占用許可の変更申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占用の目的				
占用の場所	宝塚市			番 地先から
	宝塚市			番 地先まで
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日	第 号	年 月 日まで	
変更の内容				
決定の内容	許可 ・ 不許可			
占用料				
許可の条件				
許可の理由				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

(規則第 8 条関係)

住所等変更届出書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

下記のとおり変更がありましたので、宝塚市法定外公共物管理条例施行規則第 8 条の規定に基づき、届け出ます。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占有の目的				
占有の場所	宝塚市		番	地先から
	宝塚市		番	地先まで
占有物件の名称、規模、数量、構造等				
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日	第 年 月 日	号	日まで
変更の理由				
変更前の住所・氏名等	住所 氏名 連絡先			
変更後の住所・氏名等	住所 氏名 連絡先			
添付書類	法定外公共物占有許可書又は許可書の写しを添付すること その他（ ）			

(規則第 9 条関係)

法定外公共物 占用期間更新許可申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

宝塚市法定外公共物管理条例第 7 条第 2 項の規定により法定外公共物 占用許可の期間の更新を受けたいので申請します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池		
占用の目的						
占用の場所	宝塚市		番	地先から		
	宝塚市		番	地先まで		
占用物件の名称、規模、数量、構造等						
許可年月日、許可番号及び許可期間	年	月	日	第	号	
	年	月	日から	年	月	日まで
更新期間	年	月	日から	年	月	日まで
	（ 間）					
添付書類	法定外公共物占有許可書又は許可書の写しを添付すること その他（ ）					

(規則第 9 条関係)

法定外公共物占用期間更新許可（不許可）書

第 号
年 月 日

様

宝塚市長 印

年 月 日付で申請のあった法定外公共物占用許可の期間更新については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池		
占用の目的						
占用の場所	宝塚市		番	地先から		
	宝塚市		番	地先まで		
占用物件の名称、規模、数量、構造等						
許可年月日、許可番号及び許可期間	年	月	日	第	号	
	年	月	日から	年	月	日まで
更新期間	年	月	日から	年	月	日まで（間）
決定の内容	許可 ・ 不許可					
許可の条件						
不許可の理由						

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

(規則第 10 条関係)

法定外公共物占用料減免申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

宝塚市法定外公共物管理条例第 9 条の規定により占用料の減免を受けたいので下記のとおり申請します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占用の目的				
占用の場所	宝塚市	番	地先から	
	宝塚市	番	地先まで	
占用物件の名称、規模、数量、構造等				
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日	第 号		
	年 月 日から	年 月 日まで		
占用料の額				
減免の理由				
添付書類	法定外公共物占用許可書又は許可書の写しを添付すること その他 ()			

(規則第 1 0 条関係)

法定外公共物占用料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

宝塚市長 印

年 月 日付で申請のあった法定外公共物占用料減免申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池		
占用の目的						
占用の場所	宝塚市		番	地先から		
	宝塚市		番	地先まで		
占用物件の名称、規模、数量、構造等						
許可年月日、許可番号及び許可期間	年	月	日	第	号	
	年	月	日から	年	月	日まで
決定の内容	減額 ・ 免除 ・ 却下					
減額後の占用料の額						
却下の理由						

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

(規則第 1 1 条関係)

占用料還付申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

宝塚市法定外公共物管理条例第 1 0 条の規定により占用料の還付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占用目的				
占用場所	宝塚市	番	地先から	
	宝塚市	番	地先まで	
占用物件の名称、規模、数量、構造等				
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日	第 号		
	年 月 日から	年 月 日まで		
占用料の額				
還付の理由				
添付書類	法定外公共物占用許可書又は許可書の写しを添付すること その他 ()			

(規則第 1 1 条関係)

占用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宝塚市長 印

年 月 日付で申請のあった占用料還付申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池		
占用の目的						
占用の場所	宝塚市		番	地先から		
	宝塚市		番	地先まで		
占用物件の名称、規模、数量、構造等						
許可年月日、許可番号及び許可期間	年	月	日	第	号	
	年	月	日から	年	月	日まで
決定の内容	一部 ・ 全額 ・ 却下					
還付の額						
却下の理由						

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

(規則第 1 2 条関係)

権利譲渡許可申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

宝塚市法定外公共物管理条例第 1 1 条の規定による法定外公共物占有許可の権利譲渡について許可願います。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）水路堤とう敷ため池
占有の目的	
占有の場所	宝塚市番地先から 宝塚市番地先まで
占有物件の名称、規模、数量、構造等	
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日 第 号 年 月 日から 年 月 日まで
譲渡の理由	
譲渡年月日	年 月 日
譲受人	住所 氏名 連絡先
添付書類	法定外公共物占有許可書又は許可書の写しを添付すること その他 ()

(規則第 1 2 条関係)

権利譲渡許可（不許可）書

第 号
年 月 日

様

宝塚市長 印

年 月 日付で申請のあった権利譲渡許可申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占用の目的				
占用の場所	宝塚市		番	地先から
	宝塚市		番	地先まで
占用物件の名称、規模、数量、構造等				
許可年月日、許可番号及び許可期間	年	月	日	第 号
	年	月	日から	年 月 日まで
譲渡年月日	年	月	日	
譲受人	住所 氏名			
	連絡先			
決定の内容	許可 ・ 不許可			
備考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

(規則第 1 3 条関係)

地位承継届出書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

法定外公共物の占有者の地位を承継したので、宝塚市法定外公共物管理条例第 1 2 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）水路堤とう敷ため池
占有の目的	
占有の場所	宝塚市番地先から 宝塚市番地先まで
占有物件の名称、規模、数量、構造等	
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日 第 号 年 月 日から 年 月 日まで
被承継者の住所及び氏名	住所 氏名 連絡先
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
添付書類	法定外公共物占有許可書又は許可書の写しを添付すること その他 ()

(規則第 1 4 条関係)

法定外公共物 占用廃止届出書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

下記のとおり、法定外公共物の 占用を廃止したので届け出ます。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占用の目的				
占用の場所	宝塚市		番	地先から
	宝塚市		番	地先まで
占用物件の名称、規模、数量、構造等				
許可年月日、許可番号及び許可期間	年	月	日	第 年 月 号
	年	月	日から	年 月 日まで
廃止日	年 月 日			
廃止の理由				
原状回復の方法				
添付書類	法定外公共物 占用許可書又は許可書の写しを添付すること その他 ()			

(規則第 1 5 条関係)

法定外公共物原状回復等届出書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号
印

宝塚市法定外公共物管理条例第 1 3 条の規定により法定外公共物を原状に回復したので下記のとおり届け出ます。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）水路堤とう敷ため池
占用の目的	
工事場所	宝塚市番地先から 宝塚市番地先まで
占用物件の名称、規模、数量、構造等	
許可年月日、許可番号及び許可期間	年 月 日 第 号 年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の理由	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (間)
原状回復年月日	年 月 日
添付書類	竣工図、工事の施工前、施工中及び施工後のカラー写真 その他 ()
工事施工者	住所又は所在地 施工者 担当者 連絡先

検査日 年 月 日

現地立会人

そ の 他

年 月 日 原状回復を認める
宝塚市長